

財務省告示第六十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めたので、次のとおり告示する。

平成十三年三月二十二日

財務大臣 宮澤 喜一

東京都千代田区霞が関三 一 一 財務省庁舎情報公開窓口内